

議案第78号

すみだ産業会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ産業会館条例の一部を改正する条例

すみだ産業会館条例（昭和58年墨田区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「あっ旋」を「あっせん」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第7条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第13条第3号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

第16条第1項第3号中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第17条第3項第1号中「あたり」を「当たり」に改め、同項第2号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表付記を同表付記1とし、同表付記に次のように加える。

- 2 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表（付帯設備に係る部分を除く。）に定める額（付記1の規定による額を含む。）に当該額の1割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、利用料金に新たに区民外料金を設ける必要がある。